

事業者向け支援施策一覧

令和5年3月31日現在

※各施策の内容と申請期間に変更になる場合がありますので、必ず取り扱い機関等にご確認ください。
※下線部は、変更点など注意が必要な箇所となります。



■小規模事業者持続化補助金【中小企業庁】

第12回申請締切：令和5年6月1日まで

小規模事業者の販路開拓など新たな取組の経費の一部を補助

補助上限：〔通常枠〕 50万円〔賃金引上げ枠〕 200万円〔卒業枠〕 200万円〔後継者支援枠〕 200万円
〔創業枠〕 200万円 ※インボイス特例該当者は50万円を上乗せ
補助率： 2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）
対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインを含む）、
旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費
問合せ：補助金事務局 TEL.03-6632-1502 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621



■事業再構築補助金【中小企業庁】

第10回公募期間：令和5年6月30日18時まで

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援

対象：以下の要件をすべて満たす企業・団体
①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ前同期と比較して10%以上減少
②事業計画を金融機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均3.0%(一部5.0%)以上増加、
又は従業員一人当たり付加価値額の年平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成を見込む
※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）
対象経費：建物費、設備費、システム購入費、外注費、技術導入費、研修費、販売促進費 等
補助額：中小企業 100万円～1億円 中堅企業 100万円～1.5億
補助率：中小企業 1/2～3/4 中堅企業 1/3～2/3
問合せ：事務局 TEL. 03-4216-4080



■ものづくり・商業・サービス補助金【中小企業庁】

第14次公募：令和5年4月19日17時まで

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援

		補助上限	補助率
一般型	〔通常枠〕	750万円～1,250万円	1/2（小規模事業者等2/3）
	〔回復型賃上げ・雇用拡大枠〕	750万円～1,250万円	2/3
	〔デジタル枠〕	750万円～1,250万円	2/3
	〔グリーン枠〕	1,000万円～2,000万円	2/3
グローバル展開型		3,000万円	1/2（小規模事業者等2/3）



対象経費：機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費 等
補助要件【基本要件】：以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行
①付加価値額 +3%以上／年 ②給与支給総額 +1.5%以上／年 ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円
※回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて別途要件あり
問合せ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL. 050-8880-4053

■小学校休業等対応助成金・支援金【ハローワーク】

申請期限 R4.12/1～R5.3/31分 令和5年5月31日必着

子どもの新型コロナ感染や臨時休校により子供の世話が必要になった保護者の有給休暇支給分の一部助成

対象：以下の①又は②に該当する者
①子どもの世話を保護者として行うことが必要となった**労働者**に対し、有給（賃金全額支給）の特別休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主・・・**助成金**
②子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、**委託を受けて個人で仕事をする者**・・・**支援金**
＊対象となる子ども（1～3のいずれか）＊
1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校など（**保育所等を含む**）に通う子ども
2. 新型コロナウイルスに感染したなど、小学校などを休む必要がある子ども
3. 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

補助内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の10/10
支給額：助成金（①労働者の場合） R4.10～R5.3月：日額上限8,355円
支援金（②委託を受けて個人で仕事をする者） R4.10～R5.3月：日額上限4,177円
問合せ：小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL 0120-876-187（全日9：00～21：00）
〃 に関する相談窓口 TEL 024-536-2777（平日8：30～17：15）



新たな取組みへの補助金（事業計画を作成）

雇用継続支援

融資制度（日本政策金融公庫関係）

■新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】

対象：最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が前5年の
いずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している方 等
○国民生活事業（限度額8,000万円）
返済：設備資金20年以内、運転資金20年以内（いずれも据置5年以内）
利率：6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）
○中小企業事業（限度額 直接貸付6億円）
返済：設備資金20年以内、運転資金20年以内（いずれも据置5年以内）
利率：4億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）



■[新型コロナ関連] マル経融資【日本政策金融公庫／郡山商工会議所】

対象：当所の地区内に営業所があり経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者で、
最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が、前5年の
いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
限度額：通常マル経融資と別枠で1,000万円以内
返済：設備資金20年以内（据置5年以内）、運転資金20年以内（据置5年以内）
利率：融資後3年間特別利率F-0.9%（4年目以降は特別利率F）



■新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）【福島県】

取扱期間：令和5年7月31日融資実行分まで

対象：直近1か月の売上が前年比20%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が20%以上
減少することが見込まれる。（セーフティネット保証4号）
利率：年1.5%以内（固定） 限度額：8,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内）
その他：利用の際には市町村の認定書が必要
申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■伴走支援型特別資金【福島県】

取扱期間：令和6年3月31日融資実行分まで

対象：下記1～3のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を作成した中小企業者
1. セーフティネット保証4号の認定を受けた 2. セーフティネット保証5号の認定を受けた
3. 以下①～⑦のいずれかに該当する方
①最近1か月間の**売上高**が前年同月の売上高と比較して**5%以上減少**している。
②最近1か月間の**売上高総利益率**が**前年同月の売上高総利益率**と比較して**5%以上減少**
③最近1か月間の**売上高総利益率**が**直近決算の売上高総利益率**と比較して**5%以上減少**
④**直近決算の売上高総利益率**が**直近決算前期の売上高総利益率**と比較して**5%以上減少**
⑤最近1か月間の**売上高営業利益率**が前年同月の売上高営業利益率と比較して**5%以上減少**
⑥最近1か月間の**売上高営業利益率**が**直近決算の売上高営業利益率**と比較して**5%以上減少**
⑦**直近決算の売上高営業利益率**が**直近決算前期の売上高営業利益率**と比較して**5%以上減少**
信用保証料：上記1.2 国の保証料補助後の実質負担額 年0.20%
上記3 国の保証料補助後の実質負担額 年0.20～1.15%
利率：年1.5%以内（固定） 限度額：1億円 融資期間：10年以内（据置5年以内）
その他：セーフティネット保証を利用の際には市町村の認定書が必要
申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農業協同組合）



お店とお客様がつくる 情報WEBサイト **こおりやま店ナビ**



郡山市内600店舗以上の情報を掲載！登録店舗募集中！！

お店 **お店が自分で発信する!!**
○PC・スマホから簡単に情報発信
○操作が不安な方は事務局がサポート

お客様 **お客様に紹介してもらう!!**
○お店への応援コメント投稿
○SNSでの共有も可能

郡山商工会議所では無料の個別相談会を実施しています

- 事業計画作成個別相談会
- 雇用＆労務個別相談会

左記テーマ別の無料個別相談会を
随時開催しております。
お気軽にお問合せください。

